

兵庫県道路メンテナンス会議 規約（案）

（名称）

第 1 条

本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）

第 2 条

高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないように老朽化対策を着実に推進する必要がある。

本会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

（事業）

第 3 条

本会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
- （2）道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- （3）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- （4）その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第 4 条

- 1 本会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2 本会議には、会長及び副会長を 5 名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

- 5 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。
なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

(幹事会)

第5条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(書面決議)

第6条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

(事務局)

第7条

- 1 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表-1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年6月26日から施行する。

本規約は、平成26年12月19日に改正する。

本規約は、平成27年6月01日に改正する。

本規約は、平成28年1月20日に改正する。

本規約は、平成28年6月 日に改正する。

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

会員

	所属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	会長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課	課長	
	〃 〃 土木局 道路企画課 高速道路室	室長	
	〃 〃 〃 道路街路課	課長	
	〃 〃 〃 道路街路課	街路担当参事	
	〃 〃 〃 道路保全課	課長	副会長
市町	神戸市 建設局 道路部 工務課	課長	副会長
	姫路市 建設局 道路部 道路整備改善課	課長	副会長
	尼崎市 都市整備局 土木部 道路維持担当課	課長	
	明石市 土木交通部 道路管理課	修繕担当課長	
	西宮市 土木局 道路公園部 道路補修課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	課長	
	芦屋市 都市建設部 道路課	課長	
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	豊岡市 都市整備部 建設課	課長	
	加古川市 建設部 道路保全課	課長	
	赤穂市 建設経済部 建設課	課長	
	西脇市 都市整備部 土木課	課長	
	宝塚市 都市安全部建設室 道路管理課	課長	
	三木市 まちづくり部 道路河川課	課長	
	高砂市 まちづくり部 土木管理室 建設課	課長	
	川西市 みどり土木部 道路公園室 道路管理課	課長	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長	
	三田市 地域振興部 地域整備室 道路河川課	課長	
	加西市 都市整備部 土木課	課長	
	篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長	
	養父市 まち整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	
	南あわじ市 建設部 建設課	課長	
	朝来市 都市環境部 建設課	課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市 建設部 建設課	課長	
	加東市 まち・農整備部 土木課	課長	
	たつの市 都市建設部 建設課	課長	
	猪名川町 まちづくり部 建設課	課長	

	多可町 建設課	課長	
	稲美町 地域整備部 土木課	課長	
	播磨町 土木グループ	統括	
	市川町 建設課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	神河町 建設課	課長	
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長	
	上郡町 建設課	課長	
	佐用町 建設課	課長	
	香美町 建設課	課長	
	新温泉町 建設課	課長	
財団	(公益財団)兵庫県まちづくり技術センター	技術参事兼まちづくり推進部長	
公社	兵庫県道路公社 技術部	副部長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所	所長	
	〃 〃 大阪高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福崎高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福知山高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保全管理課	課長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	
	〃 〃 鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 地域道路課	課長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全企画課	課長	

事務局

	所属	担当
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 管理第二課	主担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	副担当
	兵庫県 県土整備部 道路街路課 国道・橋梁班	副担当
	〃 〃 〃 街路班(市町道担当)	副担当
	神戸市 建設局 道路部 工務課	副担当
	(公益財団)兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部	副担当
	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	副担当
	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保全管理課	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	副担当

兵庫県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

幹事

	所属	役職	備考
国	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	副所長	副幹事長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事長
県	兵庫県県土整備部 県土企画局 技術企画課 県土政策班	主幹	
	〃 〃 土木局 道路企画課 高速道路室 高速道路班	班長	
	〃 〃 〃 道路街路課 国道・橋梁班	班長	
	〃 〃 〃 道路街路課 街路班	主幹	
	〃 〃 〃 道路保全課 保全班	主幹	副幹事長
市町	神戸市 建設局 道路部 工務課	係長	
	芦屋市 都市建設部 道路課	係長	
	川西市 みどり土木部 道路公園室 道路管理課	課長補佐	
	高砂市 まちづくり部 土木管理室 建設課	係長	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長補佐	
	市川町 建設課	係長	
	赤穂市 建設経済部 建設課	係長	
	朝来市 都市環境部 建設課	課長	
	篠山市 まちづくり部 地域整備課	係長	
淡路市 都市整備部 建設課	係長		
財団	(公益財団)兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町計画課	課長	
公社	兵庫県 道路公社 技術部 保全課	課長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	係長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理部 保全管理課	担当課長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	